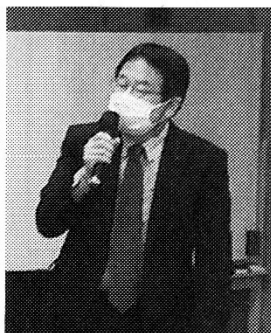


UDタク介助料收受問題

国交省見解に「異議」

貞包・三ヶ森タク社長 歴史的経緯との矛盾指摘



鳥取商工会議所主催の「若手経営塾」で講演する三ヶ森タク（北九州市）の貞包社長（10日、鳥取市）

「運賃プラス」を認めてきた経緯

貞包氏によると、介護保険が始まる以前の介護タクシーは、運賃プラス介助料という料金設定が一般的だ

三ヶ森タクシー（北九州市）の貞包健一社長は10日、鳥取市で鳥取商工会議所が主催した「若手経営塾」で講演し、UD（ユニバーサルデザイン）タクシーの介助料問題に言及した。北九州で発祥した介護保険を適用した介護タクシーの歴史などを踏まえた上で、「（介助料の收受は認めないとする）今回の国土交通省判断はおかしい」との考えを示した。同塾は主にタクシー会社の若手経営者らの資質向上を目指した人材育成が目的で、出席したタクシー関係者らは貞包氏の見解に関心を寄せた。

「運賃プラス」を認めてきた経緯

貞包氏によると、介護保険が始まる以前の介護タクシーは、運賃プラス介助料という料金設定が一般的だ

三ヶ森タクシー（北九州市）の貞包健一社長は10日、鳥取市で鳥取商工会議所が主催した「若手経営塾」で講演し、UD（ユニバーサルデザイン）タクシーの介助料問題に言及した。北九州で発祥した介護保険を適用した介護タクシーの歴史などを踏まえた上で、「（介助料の收受は認めないとする）今回の国土交通省判断はおかしい」との考えを示した。同塾は主にタクシー会社の若手経営者らの資質向上を目指した人材育成が目的で、出席したタクシー関係者らは貞包氏の見解に関心を寄せた。

結果、「運賃ゼロ」問題は本省判断に委ねられた。2001年1月5日の運輸省最後の日（翌日から国土交通省に移行）に見解が示され、事実上「運賃ゼロ」が容認された。その時の文言は「タクシー運賃相当額が、事実上、当該事業の実態に伴う事業者の収入になつていけば、認可運賃を收受しているという理解も可能であり、道路運送上ただちに違法とはいえない」というものだった。

九運局もこの貞包提案に賛同し、メデイスに対し運賃の半額を收受するよう指導したが、メデイスはこれに従わなかった。

結果、「運賃ゼロ」問題は本省判断に委ねられた。2001年1月5日の運輸省最後の日（翌日から国土交通省に移行）に見解が示され、事実上「運賃ゼロ」が容認された。その時の文言は「タクシー運賃相当額が、事実上、当該事業の実態に伴う事業者の収入になつていけば、認可運賃を收受しているという理解も可能であり、道路運送上ただちに違法とはいえない」というものだった。

「運賃ゼロ」問題を引き起こした。

貞包氏は、「運賃は收受すべき」との考えから、九州運輸局に対し「運賃の半額」を收受するよう整理して問題解決を図ったかどうか、と提案。

九運局もこの貞包提案に賛同し、メデイスに対し運賃の半額を收受するよう指導したが、メデイスはこれに従わなかった。

結果、「運賃ゼロ」問題は本省判断に委ねられた。2001年1月5日の運輸省最後の日（翌日から国土交通省に移行）に見解が示され、事実上「運賃ゼロ」が容認された。その時の文言は「タクシー運賃相当額が、事実上、当該事業の実態に伴う事業者の収入になつていけば、認可運賃を收受しているという理解も可能であり、道路運送上ただちに違法とはいえない」というものだった。

貞包氏は「トータルで（実際の）運賃以上を收受していれば良いという解釈であり、これは今日も生きているはず」とし、「安くするのはいけないが、余分に收受するのは良いという流れが今日までずっと続いている」と指摘。「それをはおかしい」と疑問を呈すいきなり『違法』というのである。